

議案第22号

副町長の選任に関し同意を求めることについて

矢巾町副町長に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

令和4年3月17日提出

矢巾町長 高橋昌造

記

住 所

氏 名

年 月 日生

議案第23号

矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例について

矢巾町職員定数条例（平成2年矢巾町条例第5号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月17日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例

矢巾町職員定数条例（平成2年矢巾町条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="197 357 801 395">区分</th><th data-bbox="801 357 1106 395">定数</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="197 395 801 434">町長部局の職員</td><td data-bbox="801 395 1106 434"><u>123人</u></td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="197 434 1106 472">〔略〕</td></tr><tr><td data-bbox="197 472 801 510">教育委員会所属の職員</td><td data-bbox="801 472 1106 510"><u>42人</u></td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="197 510 1106 549">〔略〕</td></tr></tbody></table>	区分	定数	町長部局の職員	<u>123人</u>	〔略〕		教育委員会所属の職員	<u>42人</u>	〔略〕		<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1167 357 1771 395">区分</th><th data-bbox="1771 357 2076 395">定数</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1167 395 1771 434">町長部局の職員</td><td data-bbox="1771 395 2076 434"><u>124人</u></td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1167 434 2076 472">〔略〕</td></tr><tr><td data-bbox="1167 472 1771 510">教育委員会所属の職員</td><td data-bbox="1771 472 2076 510"><u>41人</u></td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1167 510 2076 549">〔略〕</td></tr></tbody></table>	区分	定数	町長部局の職員	<u>124人</u>	〔略〕		教育委員会所属の職員	<u>41人</u>	〔略〕	
区分	定数																				
町長部局の職員	<u>123人</u>																				
〔略〕																					
教育委員会所属の職員	<u>42人</u>																				
〔略〕																					
区分	定数																				
町長部局の職員	<u>124人</u>																				
〔略〕																					
教育委員会所属の職員	<u>41人</u>																				
〔略〕																					
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p>																					

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第24号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

職員の育児休業等に関する条例（平成4年矢巾町条例第3号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月17日提出

矢巾町長 高橋昌造

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
 職員の育児休業等に関する条例（平成4年矢巾町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u>  <u>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</u>  <u>(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)</u>  <u>に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u>  <u>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定</u>  <u>する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する(以</u>  <u>下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定</u>  <u>に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、</u>  <u>その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後</u>  <u>のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用さ</u>  <u>れないことが明らかでない非常勤職員</u>  <u>(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</u>  <u>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員</u>  <u>(その養育する子が1歳に達する日(以下、この号及び</u>  <u>同条において「1歳到達日」という。)(当該子について</u>  <u>当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日</u>  <u>が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末</u>  <u>日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員</u>  <u>に限る。)</u>  <u>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休</u>  <u>業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る</u>  <u>子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了</u>  <u>後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期</u>  <u>の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業</u>  <u>の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) <u>矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令</u>  <u>和2年矢巾町条例第1号)第4条第3項の規定により任期</u>  <u>を定めて採用された職員</u></p>

〔新設〕

(部分休業を請求することができない職員)  
第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 〔略〕

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員  
(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(次条において「再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常

(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員  
(その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(部分休業を請求することができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 〔略〕

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(次条において「再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)

〔削除〕

<p><u>勤職員</u>  <u>イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</u>  <u>(委任)</u></p> <p>第21条 <u>この条例に定めるもののほか、育児休業法及びこの条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>	<p>〔削除〕</p> <p><u>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</u></p> <p>第21条 <u>任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けないようにしなければならない。</u>  <u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p>第22条 <u>任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施</u>  <u>(2) 育児休業に関する相談体制の整備</u>  <u>(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</u>  <u>(委任)</u></p> <p>第23条 <u>この条例に定めるもののほか、育児休業法及びこの条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第25号

矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について

矢巾町手数料条例（平成12年矢巾町条例第2号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月17日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町手数料条例の一部を改正する条例

矢巾町手数料条例（平成12年矢巾町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料を徴収する事務	名称	金額	手数料を徴収する事務	名称	金額
〔略〕			〔略〕		
(8) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録	犬の登録手数料	1頭につき3,000円	(8) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録	犬の登録手数料	1頭につき3,000円（ <u>動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により町長から交付された鑑札とみなされた場合を除く。</u> ）
〔略〕			〔略〕		
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。					

附 則

この条例は、令和4年6月1日から施行する。

議案第26号

矢巾町農業集落排水処理施設条例及び矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例について

矢巾町農業集落排水処理施設条例（平成19年矢巾町条例第17号）及び矢巾町公共下水道条例（平成12年矢巾町条例第31号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月17日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町農業集落排水処理施設条例及び矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例

(矢巾町農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第1条 矢巾町農業集落排水処理施設条例（平成19年矢巾町条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
施設の名称	終末処理施設の位置	区域	施設の名称	終末処理施設の位置	区域
〔略〕			〔略〕		
矢巾町下赤林地 区農業集落排水 処理施設	矢巾町大字赤林第18 地割442番地	矢巾町大字赤林の一部 矢巾町大字下矢次の一 部	〔削除〕		
〔略〕			〔略〕		
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の太線で囲んだ部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。					
(矢巾町公共下水道条例の一部改正)					

第2条 矢巾町公共下水道条例（平成12年矢巾町条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～7 〔略〕</p> <p>（農業集落排水処理施設の公共下水道接続に伴う経過措置）</p> <p>8 矢巾町農業集落排水処理施設条例（平成19年矢巾町条例第17号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為（矢巾町矢次地区農業集落排水処理施設に係るものに限る。）であって、この条例の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。この場合において、矢巾町農業集落排水処理施設条例第14条の規定に基づきなされた処分又は行為は、前段の規定にかかわらず、矢巾町農業集落排水処理施設条例の規定を適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>1～7 〔略〕</p> <p>（農業集落排水処理施設の公共下水道接続に伴う経過措置）</p> <p>8 矢巾町農業集落排水処理施設条例（平成19年矢巾町条例第17号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為（矢巾町矢次地区農業集落排水処理施設及び矢巾町下赤林地区農業集落排水処理施設に係るものに限る。）であって、この条例の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。この場合において、矢巾町農業集落排水処理施設条例第14条の規定に基づきなされた処分又は行為は、前段の規定にかかわらず、矢巾町農業集落排水処理施設条例の規定を適用する。</p>
備考 改正箇所は改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。